

アルザス地方における 1848 年の反ユダヤ暴動

川崎亜紀子*

はじめに

1848 年、パリで勃発した二月革命には多数のユダヤ人が参加していた。革命的結社の中にも、革命を支持した国民衛兵の中にも、ユダヤ人は多数存在していた⁽¹⁾。そして、ついには、樹立された臨時政府において二人のユダヤ人大臣が誕生するまでに至ったのである。しかしながら、この時ユダヤ人も一緒になって叫んだ「フランス万歳！共和国万歳！」は、アルザスでは、ユダヤ人に襲いかかりその家屋を略奪する時に叫ばれた言葉でもあった。バ・ラン県とオ・ラン県で構成されるこの地方において、実に 20%以上のユダヤ人共同体が暴動の被害に遭った⁽²⁾と言われている。

この暴動自体はこれまでの二月革命史研究の中でもしばしば言及されているものの、それはあくまでこの時期にフランス農村に発生した民衆暴動の 1 つとして捉えられている。例えば、アルベール・ソブールは、この暴動について、農民は自分達の古来の共同体的諸権利を奪った「ブルジョワ」層に対して二月革命時に不満を爆発させ、アルザスにおいてはこの爆発の対象は高利貸しであり、その多くはユダヤ人であった、と説明している⁽³⁾。ところが、金貸しに従事していたのはアルザスでもユダヤ人に限ったことではなく、また、暴動の対象になったユダヤ人が必ずしも富裕層ばかりであったわけでもない。そして、二月革命時のアルザス地方の反ユダヤ暴動を説明する際には、この地方がフランス大革命を経てようやくフランスの一部として内外ともに認識されるようになって

ていたこと、そこに居住するユダヤ人がやはり大革命以降市民権を享受できるようになっていたこと、この 2 つの事情を考慮しなければならない。

ところで、この反ユダヤ暴動がこれまでの研究の中でどのように扱われているのかを見ると、まず先駆的な研究として、20 世紀初頭に活躍したストラスプールのラビ、ギンスブルガー Moses Ginsburger の研究が挙げられる⁽⁴⁾。ただし、彼の研究は史料紹介的な側面が強い。しかしその後は、暴動のみを対象とした研究は 1990 年代まで存在せず、また、90 年代に入ってもその多くは特定地域に限定した個別的研究であった。つまり、わずかな例外を除けば、アルザス地方全体の暴動を包括的に捉えた研究は圧倒的に少ないと言ってよい状況である⁽⁵⁾。

本稿の目的は、フランス領でありながらドイツやスイスとも関係が深いアルザス地方の独自性、および当時のフランスにおけるユダヤ人社会の状況という 2 点を考慮しつつ、反ユダヤ暴動の実態をアルザス両県について検討し、ソブールらの解釈では十分に説明できなかった面を明らかにし、改めて反ユダヤ暴動の歴史的意味を二月革命との関連の中で考察することにある。

上記の目的を達成するために、本稿では、まず、1848 年以前のアルザス地方の状況について概観し、暴動が発生した原因や背景を探る。次に、諸史料によって各地の暴動の実態を明らかにし、そこに見られる特徴を整理して分析し、最後に、暴動に対する周囲の反応を考察する。アルザスでの反応のみならず、パリのユダヤ人や政府の反応も考察することにより、アルザス・ユダヤ人がどのような歴史的境遇に置かれていたかについてより多角的な検証が可能となると考える。

* 早稲田大学非常勤講師

1. 暴動前のアルザス地方

1.1. 1845 年に始まる経済危機

反ユダヤ暴動が発生した背景として、過去の研究のほとんどにおいて、1845 年ごろから始まった経済危機が言及されている。周知のように、この経済危機はかなり大規模であり、アルザスに限らずヨーロッパ全体にも影響を与え、さらに言えば、それは七月王政瓦解の引き金となった⁽⁶⁾。

それでは、アルザスにおけるこの時期の経済危機とはどのようなものであったのであろうか。それはまず、他の地域と同様、1845 年以降の農業生産量の大幅な低下、それに引き続く食糧危機という形で顕著にあらわれた。ベルギーから伝わった病害の影響および天候不順により、主食であったジャガイモの収穫量が大幅に低下し、さらに、小麦やライ麦など、他の穀物の収穫量も激減した。バ・ラン県のストラスブール郡では 1844 年の穀物収穫量が 1,529,857 ヘクトリットルであったのに対し、1845 年には 1,181,505 ヘクトリットルとなったほか、ヴィサンブール郡では 1,153,690 ヘクトリットルであったのが、わずかに 671,856 ヘクトリットルとなった⁽⁷⁾。この状況にはいったん改善の兆しが見えたものの、1846 年の凶作により再び収穫量が減少し、アルザス地方は穀物不足に陥った⁽⁸⁾。この結果、物価が高騰し、例えば、バ・ラン県でのジャガイモの価格は 1844 年には 1 kg 当たり 1.94 フランであったのが、1846 年には 6.06 フランにまで跳ね上がった⁽⁹⁾。

もっとも、この物価急騰の背景には当時の食糧の運搬事情も絡んでいた。不足分の穀物はマルセイユから購入していたのだが、輸送費は高く、到着日数もかなりかかったようで（水路で約 2 カ月）、この頃からアルザスでは、水路より速く運搬量も多い鉄道輸送の必要性が強調されるようになった⁽¹⁰⁾。また、ドイツ関税同盟の成立により、ライン地方からの穀物輸入に高い関税がかけられるようになったことも、穀物不足の解決をさらに困難にした⁽¹¹⁾。

この穀物不足については、次の点をも指摘する必要がある。すなわち、ユダヤ人仲買人らによる

小麦の買い占めが穀物不足をさらに悪化させ、物価の高騰につながったとの認識が当時広まったことである⁽¹²⁾。詳しい実態は不明であるが、少なくともユダヤ人コミュニティ側では、その風評がひどく懸念されていた⁽¹³⁾。また、負債を抱えた農民が増加する中、利子率は、5%が一般的であった当時、アルザスでは実質的に 16~20%にまで上昇したという⁽¹⁴⁾。

この農業危機・食糧危機に対する行政側の対策は、ようやく次年の収穫状況がわからない端境期の 1847 年 1 月末から始まり⁽¹⁵⁾、各地で食糧の配給、パンの価格統制などが実行された⁽¹⁶⁾。しかし、そうした対策は有効に機能せず、物価の高騰はなお続いた。その結果、大きな経済的打撃を受けたアルザス民衆は、小売商の襲撃や市場の略奪を行うようになり⁽¹⁷⁾、ついには行政当局に不満を直接爆発させるようになった。その典型的な例が、同年 6 月 26 日にミュルーズの労働者がパンの公定価格の高さに反発して起こした「パン屋暴動 Bäckefest」である⁽¹⁸⁾。また、民衆の不満の対象はユダヤ人にも向けられ、ヴィサンブールで「共和国万歳、ユダヤ人に死を、金持ちに死を」と書かれたポスターが貼られるという事件も起きた⁽¹⁹⁾。

したがって、アルザスにおける経済危機の悪化は、「公定価格を不当に吊り上げた」行政当局のみならず、「食料を買い占め、高利で金を貸し付けた」ユダヤ人のせいでもある、という認識が、その実態は別として住民の間に広まっていったことを指摘できよう。

1.2. 暴動前のアルザス・ユダヤ人の法的地位および社会的地位

フランスのユダヤ人には、1791 年に市民権が与えられ、彼らのいわゆる「解放」が実現され、居住や職業選択の自由、あるいは不動産取得の自由などが認められるようになった。ユダヤ人を取り巻く環境は第一帝政に入り法的に整備され⁽²⁰⁾、1808 年に長老会 consistoire が設置された。長老会は、ユダヤ人をユダヤ教徒として国家が監督するために設けられた組織であり、ユダヤ人が 2000 人以上いる各地に地方長老会 consistoire départemental が設置され、その地方長老会を束ねる中心機関としてパリに中央長老会 consistoire central が置かれた。ちなみに、アルザスでは、

ストラスブルと当初はヴィンツェナイム、後に
 コルマルにそれぞれ地方長老会が設置された。
 これにより、国家は、長老会という一元的かつ中
 央集権的な組織によってユダヤ人を掌握するこ
 とになったわけである²⁰⁾。

その一方で、同時期に、ユダヤ人が「恥辱令
décret infâme」と呼ぶ、主にアルザス・ユダヤ
 人を対象とした法令が施行された。ナポレオンは、
 アルザスのユダヤ人はフランス人への同化が遅れ
 ているので、彼らを規制する法が必要であると考
 えたのである。この法令は10年の期限立法であ
 ったが、ユダヤ人による債権の返済猶予あるいは
 無効化、許可状を持たない営業の禁止、県外への
 移住の禁止など、アルザス・ユダヤ人の経済活動
 を著しく制限した。「恥辱令」は10年後に失効し
 更新されることはなかったものの、アンシャン・
 レジームへの回帰と見なさざるを得ない法令がアル
 ザス・ユダヤ人を対象に出されたことは、彼ら
 がフランスのユダヤ人の中でいかに特別視されて
 いたかということを物語っている。

実は、恥辱令失効後もユダヤ人は完全には解放
 されておらず、彼らにのみ課せられる差別的制限
 が残存していた。それは、フランス革命時に廃止
 されたものの第一帝政期に復活し、アルザスで実
 施されていた *More judaïco* という宣誓である。
 ユダヤ人は原告、被告、あるいは証人として出廷
 する際に前もってシナゴークへ行き、トーラー
 (モーセ五書)の前で旧約聖書の申命記中の呪い
 の言葉と十戒の偽証の罪を聞いた後に宣誓しなけ
 ればならなかった。ユダヤ人は、フランス人にと
 って全く必要のないこの宣誓を法廷に立つ時には
 必ず行わなければならない、このことは彼らによ
 って差別的な待遇だと考えられた。この宣誓は、
 紆余曲折を経て1846年に最終的に廃止され²¹⁾、
 これをもってアルザス・ユダヤ人を含む全てのフ
 ランス・ユダヤ人に対する差別的制限がようやく
 撤廃されるようになった。なお、これに先立つ
 1831年には、ラビにも他の宗派の聖職者と同様、
 国家より給与が支払われるようになっていた。こ
 うして、ユダヤ人は市民権獲得後50年以上もか
 かって、七月王政の頃に法的地位を向上させてい
 った。

それでは、法的地位の向上は彼らの社会的地位
 をも向上させたのだろうか。ここでは、人口と職

業構成から考察してみる。解放後に、都市への居
 住が認められたアルザス・ユダヤ人は、ストラス
 ブル、ミュルーズ、コルマルといった都市部
 へ集中するようになり、その一方で、農村部では
 ユダヤ人人口は停滞し、ユダヤ人共同体そのもの
 が消滅するコミュニオンも出てくるようになった。
 都市部では銀行家や医師、弁護士などの自由業に
 就く者や、企業家も登場するようになったが、農
 村部に残ったユダヤ人は、解放前から行われてい
 た伝統的な職業すなわち金貸しや行商などに、引
 き続き従事していた。1843年のバ・ラン県知事
 報告においては、都市部ではおしなべてユダヤ人
 とキリスト教徒との間の融和が進んでいるものの、
 農村部ではユダヤ人の中には「仲買人 *courtier*
d'affaire」が多く、これはこの地方の真の禍」で
 あり、彼らは「文明において最も遅れており、伝
 統的な悪徳にふけている²²⁾」とされ、都市部と
 農村部の格差が大きいことが述べられている。つ
 まり、アルザス・ユダヤ人は法的地位を向上させ
 たものの、それを受けて社会的上昇を実現させて
 いく者は都市部の少数に限られ、農村部では引き
 続きアンシャン・レジーム期と同じような状況で
 あったと言える²³⁾。

1.3. 「アルザス・ユダヤ人=高利貸し」という イメージ

上述したように、アルザス農村におけるユダヤ
 人の社会的状況は19世紀半ばに入っても、アン
 シャン・レジーム期から大して変化していなかつ
 た。このことは、アルザス農民と農村に残ったユ
 ダヤ人との関係にもあまり変化がなかった、とい
 うことを意味していた。つまり、アルザス農民は、
 ユダヤ人行商人から品物を購入し、ユダヤ人金貸
 しに負債を負う、という生活を送っており、その
 意味では両者の関係は相変わらず緊密なものであ
 った²⁴⁾。その結果、農民の間では、「ユダヤ人=高
 利貸し」といった意識がアンシャン・レジーム期
 と同様、強く維持されており、さらに、他地方に
 比べるとユダヤ人は直接眼に見える存在であつ
 ただけに、この意識はより具体性を持ったものであ
 ったと言えよう。

このことは、実は1848年以前から小規模では
 あるがアルザス農村で反ユダヤ的な暴動が頻発し
 ていたという事実にも反映されている。1819年、

オ・ラン県のリボヴィレ Ribeuwillé 周辺で、バーデン地方で起こった「Hep-Hep 暴動」^⑧を真似た暴動が発生し、1823 年と 1824 年にも同県のデュルムナック Durmenach、およびバ・ラン県のイングヴィレール Ingwiller とマルムティエ Marmoutier で、それぞれ反ユダヤ暴動が発生した^⑨。そして、1832 年にはオ・ラン県のベルクハイム Bergheim とリボヴィレで、やや規模が大きい反ユダヤ暴動が発生している^⑩。1832 年は深刻な食糧危機の年であったが、また、この年の反ユダヤ暴動を 1830 年の七月革命と関連づけて論じている研究もある^⑪。しかし、当局側の史料の中では、暴動が起きた直接的な原因として、食糧危機や七月革命には触れられておらず、「[アルザス人のユダヤ人に対する] 根深い嫌悪感、宗教的対立を別にすれば、高利貸し行為に帰するものであり、ユダヤ人はそれをもって農村の住民を破滅させた^⑫」と記されている。

このように、アルザス農村においては、「ユダヤ人＝高利貸し」というイメージは七月王政期にユダヤ人の法的地位が向上してもほとんど変わることがなく、二月革命が勃発してもそのまま持続されていたと言える。

以上、暴動が起こる前のアルザス地方について見てきたが、ここでは、大きな経済危機があったこと、アルザス・ユダヤ人は法的地位を向上させたものの特に農村部ではアンシアン・レジーム期と同じような伝統的職業に従事し続ける者が多かったこと、そしてこれに伴い、「農村のアルザス・ユダヤ人＝高利貸し」というイメージが住民・行政当局双方において依然として共有されていたこと、この 3 点が指摘できると考える。

2. 暴動の実態

2.1. 暴動の経過

1848 年のアルザスの反ユダヤ暴動を時系列的に見ると、大きく 3 つに分けることができる。まず 2 月末から 3 月初旬にかけて、そして 4 月初旬、それから 4 月末である。また、その特徴を見ると、バ・ラン県とオ・ラン県とでは若干違いが見られる。以下においては、アルザス両県の暴動を当時

の証言を中心に時期ごとに取り上げ、その実態を明らかにする。

〈第 1 期〉まず 2 月末から 3 月初旬にかけて、バ・ラン県では特にサヴェルヌ郡の各地で暴動が発生した。郡庁所在地であるサヴェルヌ Saverne においては、26 日にパリから革命の知らせがもたらされ、その翌日の 27 日には暴動が発生した。この暴動の様子は、当地のラビが次のように報告している。

「2 月 26 日、われわれが臨時政府の成立という大きな知らせを聞いたとき、150 人以上の集団が、……赤い衣服をまとい、市内を歩き回り、『うまくいくだろう、うまくいくだろう、ユダヤ人の頭を切り落とさなければならぬ Ça ira, ça ira, den Juden muß der Kopf herab』と、大声で歌っていた。これは暴力行為にまで至らなかったもので、われわれは平穏であった。しかしながら、27 日の金曜日、群衆はピヤホールに集まり、夜に [行動を] 再開しようという意図を明らかにした。実際、夜の 9 時頃、400 人以上がよろい戸や窓を壊した後でユダヤ人の家の扉をたたき、不愉快な歌を叫びながら通りに出てきた。その結果、すでに翌日、何人かの [ユダヤ人家族の] 家長は立ち去ることに決めた^⑬。」

これはラビの、つまりユダヤ人側からの報告であるので多少誇張があるかもしれないが、それでもそこには典型的な暴動のパターンが示されていると言える。というのは、アルザス各地ではサヴェルヌの場合と似たような特徴をもった暴動が発生したからである。すなわち、まず居酒屋に人々が集まり、歌を歌い大声で叫びながらユダヤ人家屋を襲撃し、略奪・破壊行動を行う、というものである^⑭。

県内で最も暴動の規模が大きかったのは、サヴェルヌから南に約 10 km 離れた、バ・ラン県のユダヤ人共同体としては比較的重要なコミュニオンであったマルムティエ Marmoutier である。暴動は 28 日から 29 日にかけて起きた。その鎮圧に当たった憲兵隊中隊長の報告には「20～25 戸の家屋が破壊され、文字通り粉々になった。全てが焼かれ、略奪され、窓から投げ出された。……布類、金銀、衣類、紙など被害を免れたものは何もなか

った。契約書や手形の焼却に続き、建物に対して何度も発砲された⁽³³⁾とあり、ここでは、群衆は、契約書や手形を焼却し、ユダヤ人から借りている負債を帳消しにしてしまおうという動きすら示している。

サヴェルヌから東に約 30 km 離れた所にあるブリュマツ Brumath でも、27日から28日にかけて暴動が発生しており、ある報告では、群衆が共和国万歳を唱和しながら、あるいはラ・マルセイエズを歌いながら、暴力行為を働いたと記されている⁽³⁴⁾。

一方、オ・ラン県では、スイス国境に近いスングー Sundgau 地方で暴動が集中的に起こった。この地方はアルザスでも特に反ユダヤ的な感情の強いことで知られている⁽³⁵⁾が、二月革命勃発後の26日に、まずその中心地アルトキルシュ Altkirch で暴動が発生した。アルトキルシュ郡長は、県当局に「アルトキルシュでは、この日殆ど1日中、政治的理由からではなく、常にユダヤ人に向けている住民の憎悪によって、平穏が破られた。ユダヤ人の家屋6棟とシナゴークが破壊と略奪によって激しく損害を受けた。これは憎悪の表現の序の口でしかなかった⁽³⁶⁾」と報告した。

バ・ラン県ではシナゴークの破壊はなかったのだが、オ・ラン県のアルトキルシュではシナゴークの破壊が大規模に行われた。別の報告では、「すべてのものが破壊された。窓も、譜面台も、大燭台もなくなってしまった。契約の櫃はその仕切りも装飾も引き裂かれた。[シナゴークの]扉は激しくもぎ取られていた。トラーの[20巻あった]聖なる一卷き一卷きは、引き裂かれ、足で踏みつけられ、太鼓の皮のようになってしまったとあり、徹底的な破壊が行われたようである⁽³⁷⁾。この暴動は、一度は鎮圧されたものの、市の開催日に当たっていた3月2日に再び発生した⁽³⁸⁾。

アルトキルシュでの暴動は、瞬間に近隣のコミューンに広がった。主なところで、27日にデュルムナック、その後セポワ・ル・バ Seppois-le-Bas, アーゲントアル Hagenthal で発生している。

デュルムナックは、市長がユダヤ人で住民の半分以上をユダヤ人が占めるコミューンであり、「スングーのエルサレム」と呼ばれていた⁽³⁹⁾。と

ころが、ここはオ・ラン県で最も暴動が激しかった所であり、約75の家屋、そしてシナゴークが破壊された。後の裁判記録には、「通りは怒りと酔いの回った顔をした群衆たちで埋まり、大勢が鉄の棒や斧などを持ち、略奪に疲れた様子であった。コミューンは恐ろしい光景をかもし出し、前日以降人々は逃亡したユダヤ人の財産を略奪していた⁽⁴⁰⁾」と記されている。事の発端は、キリスト教徒の住民が近隣のコミューンの同胞とともに市庁舎で示威行動を起こしたことにあった。3000人にもなった群衆とその解散に乗り出したユダヤ人国民衛兵との衝突の際に一人のキリスト教徒が殺され、それをきっかけに大暴動となったのである⁽⁴¹⁾。市長は、国民衛兵を配置するほかに、議員にユダヤ人もいた議会を召集し、コミューン外の住民の流入を禁止する命令を出し、暴動の拡大を阻止しようとした⁽⁴²⁾が、結局、その鎮圧に失敗し、彼自身は逃亡してしまった⁽⁴³⁾。

セポワ・ル・バでは、デュルムナックの暴動の余波を受け、2月28日、近隣農村から何人かが居酒屋に集まって不穏な動きを示し始めた。この時は、市長が居酒屋を閉鎖したことによって大事には至らなかったが、セポワの市の開催日であった翌29日、コミューン外から集まった大勢の人々も加わり、群衆は、居酒屋で打ち合わせをした後、ユダヤ人家屋の略奪を本格的に始めた。暴動は3月2日まで続いた⁽⁴⁴⁾。

アーゲントアルでは、3月1～2日に暴動が発生した。その際、1000人ほどの集団がスイス国境付近のコミューンからやって来た。後の裁判記録によれば、「略奪は、一般に誰がしたのか見分けられないようになされ、ある者は顔を白く塗ったり黒く塗ったりし、ある者は女性の衣服をまもって⁽⁴⁵⁾おり、その暴動の様子はカーニヴァルを連想させるものであった⁽⁴⁶⁾。

オ・ラン県ではこの時期、ほかにオベルドルフ Oberdorf (2月28日)、フリーゼン Friesen (2月28～29日)、エンシサイム Ensisheim (3月3日)などでユダヤ人に対する暴行や略奪行為が発生した。

〈第2期〉その後大規模な暴動が発生したのは4月初旬で、この時の暴動はバ・ラン県のみであった。2月末のマルムティエでの暴動の実行者たちがサヴェルヌに正式に拘留されるようになり、

民衆たちは彼らの釈放の要求に立ち上がったが、それが暴動に拡大したものである。4月3日の憲兵隊中隊長の報告によれば、サヴェルヌにおける暴動は以下のように行われた。

「[4月2日] 3時ごろ、約500~600人の集団が市内に入ってきた。……群衆は30人の拘留者の釈放を要求した。……群衆は見る見るうちに膨れ上がり、60人の国民衛兵、出動用意をしていた軍隊、憲兵班などが配置されているにもかかわらず、牢獄はたちまち群衆によって囲まれた。石が投げつけられ、多くの国民衛兵や兵士が負傷した。……夜6時ごろ、山岳地やマルムティエの住民全ての加勢があり、彼らの多くは、ワインを飲んでおり、頭に旗をつけ、一部は武装し、ぎっしりと長い列を組んでやってきた。もはや防衛することは不可能になった⁽⁴⁾。」

暴動者は、サヴェルヌの牢獄を取り囲み、ついに拘留者の解放に成功した。その後、彼らは、サヴェルヌのユダヤ人家屋の襲撃を行った。

サヴェルヌとマルムティエの間にあるコミュニケーションのオッフエルデン Hochfelden でも、4月3~4日にかけて、酒に酔った群衆が暴動を起こした⁽⁴⁾。憲兵隊中隊長の報告によれば、「約200人の群衆が、みな酔っ払っているのだが、市内に入りユダヤ人家屋の扉やよろい戸、窓を壊し⁽⁴⁾、そして翌日には、そこに隣接するコミュニケーションのエッテンドルフ Ettendorf でもユダヤ人が被害を受ける羽目になった。中隊長は、「人々は……エッテンドルフのユダヤ人全ての12家族を略奪した。いつもと同じ方法である。壊し、打ち砕き、蹂躪し、酔っ払い、そして少々の盗みを働くのである⁽⁵⁾」と報告している。

暴動はさらに他のコミュニケーションにも波及し、ヌヴィレール Neuwiller (4月5日)、イングヴィレール Ingwiller (4月5日)、ザール・ユニオン Saar-Union (4月6日)、スフレナイム Soufflenheim、ムツィック Mutzig (4月7日)、クオツェナイム Quatzenheim (4月8日)などで、次々にユダヤ人に対する暴動が発生した。

〈第3期〉第3の暴動の時期となる4月末は、フランスで初めて普通選挙が実施された時期に当たる。オ・ラン県のエーゲナイム Hegenheim で

の暴動⁽⁶⁾には、その普通選挙実施と反ユダヤ暴動との関連性を見出すことができる。エーゲナイム市長の報告を受けたアルトキルシュ郡長は、その経過を以下のように記している。

「アーゲントルの若者たちが、投票をしたユナング Huningue から戻る途中、エーゲナイムを11時ごろ通過した際、ユダヤ人に向かって反ユダヤ的な歌を唱和した。ユダヤ人の中には国民衛兵がおり、その一人が若者たちに向かって歌の中止を命令したが、拒否された。そのため、そのユダヤ人はサーベルを手にし、アーゲントルの若者の一人の指を二本切り落とした。若者たちは、たちまちユダヤ人住民に襲いかかり、略奪した⁽⁶⁾。」

その後、「たちまちのうちにほとんどのカトリック住民が徒歩で村に集まり、ユダヤ人に対して死をと叫びながら押し寄せてき⁽⁶⁾」て、「彼ら[暴動者]はユダヤ人の家屋を襲い、家の中にあるものはすべて打ち砕き、破壊した⁽⁶⁾。」

選挙が復活祭の時期と一致したこと、当時の投票方法が集団投票であったことにより、民衆が集まりやすい状況になっていたことがこの暴動を誘発することになったと考えられる⁽⁶⁾。

2.2. 暴動の特徴

《Judenrumpel》と地元で呼ばれたアルザス各地での上記の暴動の実態を、当時の当局やラビの報告によって時系列的に概観してきたが、ここで簡単にその特徴をまとめておこう。

まず、暴動の発生時期を見ると、そこには二月革命との密接な関連性が見受けられる。多く発生したのは、第1の時期である革命直後の2月末から3月初め、選挙が実施された第3の時期の4月末である。大規模な政治的混乱が見られたとき、アルザスではそれが反ユダヤ暴動という形となって表出することがしばしばあった。加えて、アルザスにおける政治的風潮が暴動の激化に拍車をかけた可能性もあろう。暴動発生の際、「共和政万歳、ユダヤ人を倒せ」という掛け声が各地で聞かれた。前述したように、大革命以降フランスのユダヤ人は市民権を獲得していたものの、アルザス農村では依然としてユダヤ人=高利貸しのイメー

表1 各地のユダヤ人人口(1846年の人口調査による)

コミュニオン名	ユダヤ人人口(A)(人)	総人口(B)(人)	ユダヤ人人口の割合 (A/B)
マルムティエ	469	2739	17.1%
サヴェルヌ	274	5371	5.1%
ブリュマツ	358	6204	5.8%
オッフエルデン	219	2558	8.6%
アルトキルシュ	297	3495	8.5%
デュルムナック	640	1137	56.3%
アーゲントル	585	1646	35.5%
セボワ・ル・バ	212	799	26.5%
エーゲナイム	785	2151	36.5%
ストラスプール	3201	71992	4.4%
コルマール	833	20090	4.1%
ミュルーズ	1104	29415	3.8%

出典：ADBR, 7M213, ADHR, 4M46より作成。

ジが強かった。二月革命により共和政宣言がアルザス農村にも伝えられた時、そこでは彼らはいまだにフランスに同化しておらず共和国市民としての資格に相応しくないとされたのではなかろうか。

次に、被害に遭ったユダヤ人は、いわゆる近代的な銀行家ではなかったが、伝統的な職業である金貸しに従事しており、さらにある程度富裕な階層であったこと⁶⁰⁾が報告されている。加えて、この時の暴動に際して市長や治安判事なども被害に遭っていた例⁶¹⁾がある。したがって、暴動は1848年革命が起きたことによる、ブルジョワ支配層に対する民衆の反抗の1つとみなすことができないわけではない。しかしながら、オ・ラン県ではシナゴークも破壊されており、破壊されたユダヤ人家屋数も多く、また、暴力行為は非ユダヤ人とユダヤ人とを明確に区別してなされた、という事実がある。さらに、デュルムナックの事例において、111人のユダヤ人がコミュニオンに訴えた損害賠償の内訳を見ると、あらゆる階層のユダヤ人が攻撃の対象になっていることがわかる⁶²⁾。以上のことを考えると、民衆は単にブルジョワ層の代表としてのみユダヤ人を襲ったのではないと推察できる。

第3に、暴動が起きた場所についてみると、そ

の大半は、ユダヤ人が多くを占める重要なコミュニオンであった(表1参照)が、一家族しかユダヤ人が居住していない所でも暴動が起きていた⁶³⁾。加えて、暴動の起きたコミュニオンの多くは市が開催される中規模程度の町⁶⁴⁾でもあった。こうして、これらのコミュニオンはユダヤ人にとってもキリスト教徒にとっても重要な場所であり、相互交流が盛んに行われていた場所であったと言える。実際、近隣住民が集まってくる市の開催日に暴動が発生した例も多い。一方、ストラスプールやミュルーズといった都市部では、かなりのユダヤ人が居住していたにもかかわらず、反ユダヤ暴動は発生していない。したがって、反ユダヤ暴動が起こった場所について単純にユダヤ人人口の多さを指摘するだけでは不十分である⁶⁵⁾。

最後に、暴動参加者の職業についてみると、農民や日雇いが比較的多く、階層的にいわゆる下層民衆が多数を占めていたが、6月に重罪院で行われた裁判での被告の職業構成は多様であり、当局側の人間や、医師・公証人といった社会的地位の高い者も暴動に参加していた(表2参照)。ただし、上記の諸報告にあるように、暴動の参加者は階層の高さには関係なく、そのいずれもが1846

表2 1848年の重罪院裁判における被告の職業構成（パ・ラン県，オ・ラン県）

職業	人数(人)
農民，ブドウ栽培者	20
日雇い	13
石工，木工職人，大工	11
蹄鉄工，製釘工，旋盤工	5
靴修理工	3
仕立て屋	3
職人その他	5
工場労働者	1
肉屋，パン屋	5
居酒屋経営，宿屋経営	4
商人その他	2
守衛，家内奉公人	2
荷車引き	2
公証人	2
医師，薬剤師	2
市長助役	1
レジオン・ドヌール着用者	1

出典：AN，BB²⁰143より作成。ただし不明者は除いているので，合計人数はそのまま裁判での被告の数にはならない。

年に始まる経済危機の影響を大きく受けた者たちであったことは確かである。

3. 暴動に対する反応

3.1. アルザスでの反応

まず，一般のアルザス人はどのようにこの暴動を受け止めたのか。基本的には，先に述べたように，暴動前のユダヤ人に対する嫌悪感や偏見が強く保持される中でこの暴動が受け止められたと言えよう。例えば，マルムティエの市長と市議会議員は，暴動後，県に嘆願書を提出し，「暴動の参

加者はその大半がユダヤ人によって悲惨な状態にさせられたものである。……被疑者に対する処罰を軽くし，彼らを家族の下へ帰し，荒れたままになっている土地の耕作に復帰させることを懇願する⁶²⁾」と記している。

また，この請願書に先立つサヴェルヌ郡長の報告でも，「マルムティエ小郡は1817年の冬と春の不作によりアルザス中で最も被害を受けた地域である。聞くところによれば，今回略奪されたユダヤ人はその食糧危機の際に村の貧しい民衆に何の慈善活動もしなかったのだという⁶³⁾」と記されており，そこにはユダヤ人に対する暴動が起こるべくして起こったのだという姿勢が見受けられる。

デュルムナックは，先に述べたようにユダヤ人が過半数を占めるコミューンであり，市議会議員の過半数と，さらには市長もユダヤ人であったが，そこで被害に遭いコルマールに逃げた住民は，「国民衛兵，市当局，当地とその近隣のカトリック住民は〔被害に遭った〕ユダヤ人を助けずにこの破壊活動に積極的に参加した⁶⁴⁾」と証言しており，暴動を鎮圧すべき当局側がその実行者になっていた。

このように，地域住民は，暴動が起こったのはユダヤ人が住民に対してそれまで何の慈善活動も行わなかったためであり，ユダヤ人が被害にあったのは当然至極であること，そしてまた，暴動者の大半はユダヤ人の負債に苦しんでいたことを指摘し，暴動者に対する同情心をすら持っていた。そして，この心情は当局側によっても共有されていた。1848年6月の報告には「ユダヤ人に対するマルムティエ住民の反感は今も続いており，……再度暴力と破壊活動が発生するだろう⁶⁵⁾」と記されており，暴動の鎮圧で反ユダヤ的風潮が消え去ることはなかった。

このユダヤ人に対する嫌悪感は，暴動に関連した裁判記録によっても裏付けられる。アルザスの一連の暴動についての裁判は，パリにおける六月暴動が収束した後，6月末から7月初旬にかけて行われた。重罪院長の報告では，被告一人一人について詳細な罪状が述べられているにもかかわらず，マルムティエ，オッフエルデン，エーゲナウムなどで被告が全員無罪⁶⁶⁾という判決が下され，その理由として，証拠不十分であり，また首謀者の特定が非常に困難であることが述べられている

が、しかし、例えばマルムティエの事例を見ると、バ・ラン重罪院長は以下のように述べている。

「元治安判事と元市長は、ユダヤ人は過度の高利に携わり、その行為によって住民を破産に陥れたとみなされている、と言っている。彼らの言うところでは、地方当局は、1830年、1833年、1846年そして1847年に、ユダヤ人のきわめて行き過ぎた行為を予防する措置を講じるべきであったのであり、したがって、長い間抑圧されていたこの敵意が48年の革命の際に爆発したとしても、そして恐ろしい[ユダヤ人への]報復が実行されたとしても、驚くことではない。いや、各人に復讐することが許され、不満を表明すべきだと考える不正に対して暴力によってそれを修正することが各人に許されたとしても、何ら驚くことではない⁶⁷⁾。」

また、コルマールの検事総長は、オ・ラン県の複数のコミューンで起こった暴動についての法務大臣への報告の中で、「何人かのユダヤ人がこれらの憎悪を引き起こしたことは事実であるが、もともと住民自身の気質の中には[ユダヤ人に対する]不寛容が見いだされ、これは古典的の偏見を持ったこの地域の産物である、と言えよう⁶⁸⁾」と述べており、ここでも、地域のユダヤ人に対する強い嫌悪感が暴動を発生させたと言及されている。

さらに、パリに住む有力ユダヤ人の一人、Auguste Vidalは、「ユダヤ人に対してアルザスではまだ偏見と憎悪があったから、法が認めているように、判決の公正を疑わしめる正当な事由により他の法廷で[この暴動について]裁判のやり直しを要求することには決してならなかったのだろう⁶⁹⁾」と述べており、アルザスに強く残存するユダヤ人への偏見がほとんどの被告の無罪判決を引き出した、という見方が広くあったようである。

裁判記録の中には、行政当局のユダヤ人に対する態度が具体的に示されている。デュルムナックでは、例外的に有罪判決を受けた被告が何人かいたのであるが、その中で禁固2年の判決を受けた男に対しては、その妻から減刑の嘆願がなされた。これに対して、市長は、「彼はここ[暴動の現場]の人々[ユダヤ人]を救い出し、多くのユダヤ人の所有する家具やその他のものを安全な場所に保

管した。また、彼は幼少時から今まで決して悪事を働いたことがなく、勇敢で正直な男だとみなされていた⁷⁰⁾」と証言した。さらに、オ・ラン県知事までもが、「[[被告の]夫人は、ユダヤ人に対する暴動の結果2年の禁固が言い渡された夫の赦免を獲得するために請願書を提出し、それはロッペンツヴィレール Roppentzwiller [被告の出身地]の当局によって完全に支持されている。……私のこの手続き[法務大臣への陳情]が評価され、好意的な解決が涙にくれる家族に平穏をやがて与えることを希望する⁷¹⁾」と述べており、この嘆願を支持しているのである。

これらの例に鑑みても、行政当局も含めアルザス人は、ユダヤ人に対する激しい嫌悪感を持っており、反ユダヤ暴動が発生したのはある程度当然と考えていた、と言えよう。

ところで、アルザスでも他地方と同様、この時期に共和派を標榜する新聞が多数発行された。代表的な新聞『クーリエ・デュ・バ・ラン Courrier du Bas-Rhin』は、二月革命についてその勃発後すぐに詳細にパリやアルザスでの経過を報じていたものの、反ユダヤ暴動については、発生後20日ほどたってから初めて報道した。その理由として、同新聞は「われわれは、この悲惨な事件の公表が県内の他の場所で人々の悪意を掻き立て、無秩序と反動の精神を広めることになるのを恐れていた⁷²⁾」と説明している。さらに、その後の記事では、「これ[アルザスの反ユダヤ暴動]は財産に対する計画的な攻撃ではなく、宗教的憎悪の爆発でもなく、人々と財産における一定の階層に対する全く特殊な攻撃である⁷³⁾」とあるように、暴動の原因をユダヤ人と直接結び付けるのを避けている。共和派として信教の自由や平等主義の原則を唱えている立場上、ユダヤ人に対する露骨な敵意は表出されていない。しかしながら、このケースはむしろ例外的であり、暴動の扇動者に公然と味方し反ユダヤ主義的立場をとった新聞は多かった⁷⁴⁾。このことから、共和主義者であってもアルザスでは反ユダヤ的な態度を示していた者が少なかつたといえよう。

3.2. ユダヤ人の反応

ユダヤ人側の反応についてしてみると、まず、アルザス・ユダヤ人の指導者層、とりわけ長老会

は、あまり積極的な行動を取らなかった。アルザスのユダヤ人指導者の中では唯一、ラビたちの行動が目立つ程度である。その中でも、オ・ラン県エーゲナイムのラビ、ノールマン Nordmann は、暴動鎮圧のために精力的に活動した。彼は暴動発生後にスイス経由でミュルーズに赴き、市長やその親戚であるプロテスタント牧師に連絡を取って協力を求めた⁽⁷⁶⁾。ノールマンは、オ・ラン県長老会にも迅速な対応を求めているが、県長老会は適切な措置をなかなかとらなかったようである。長老会の対応の緩慢さに苛立った彼は、オ・ラン県知事に嘆願書を出し⁽⁷⁷⁾、政府によるユダヤ人の保護を求めているが、また「犯罪人への懲罰を確実にできるための方法はただ一つであり、それは他県に裁いてもらうことである。この措置は強力な権力、つまり中央長老会によってしか行い得ないものである⁽⁷⁸⁾」と考え、中央長老会にも陳情している。彼の一連の行動については、雑誌『アルシーヴ・イスラエリート Archives israélites』の中で何度も報告されている。

ノールマン以外のオ・ラン県のラビ有志は県への意見書の中で、「……あなたがた [県当局] は彼ら [ユダヤ人] に平穏と安全を約束する措置を講じた。にもかかわらず、この措置は……一時的に暴動を抑えたにとどまり、完全に鎮圧することはできなかつた。敵意はあちこちで再び現れ……始め、死の脅迫や叫びが聞かれつづけ、危険はわれわれに迫っているように見える⁽⁷⁹⁾」として、具体的な対応を求めた。しかし、暴動はこの意見書の提出後にも再び発生しており、効果は薄かったと考えざるを得ない。

次に、パリのユダヤ人指導者層はどのようにこの暴動を受け止めたのだろうか。アルザスの暴動については、パリでは『アルシーヴ・イスラエリート』の中で詳細に紹介されているが、そこでは、ユダヤ人であるというだけで同じフランス市民である彼らを敵とみなして暴動を起こしたことは 19 世紀のフランス市民としてふさわしくない行為であるとして、当然ながら暴動の実行者が激しく非難され、6 月の裁判での無罪判決にも不満が表明されている⁽⁸⁰⁾。そのほか、同誌では裁判結果に対して全く無策であるとして地方長老会の対応ぶりにも不満が述べられている⁽⁸¹⁾。しかしながら、この雑誌には次のような、上記とは異なる注目す

べき意見も掲載されている。少々長いですが、以下に引用する。

「彼ら [アルザス農民] のゲルマンの血は大きな激動によって騒然となり、中世が再現されたような宗教的憎悪を生み出した。彼らはバーデン大公国の隣人のように振る舞った。……フランスでは……ユダヤ人のみがスゴーの農民のおろかな狂信的行為による攻撃の対象になった。……しかしわれわれの同胞が今後はこの忌むべき行き過ぎた行為に口実を与えないことを期待しよう。正当な商業は富裕になる可能性を生み出しているのではないだろうか。なぜ豊かになった人々は農業を好まないのであろうか。アルザスの害毒である窮乏状態に対し長老会のあらゆる試みは挫折したのであるが、正当な商業や農業はこの窮乏状態を除去する最良の手段ではないだろうか。いや、違う。オ・ランの一部の農村では宗教の最も取るに足らない慣行についても妥協しないいわゆる正統派がのさばっていた。そこでは、手工業や正当な商業に従事している何人かの名誉ある同胞たちによって示された模範にもかかわらず、無知と旧弊の偏見をししばしば助長する術を持っている人々が勢力を持っていた⁽⁸²⁾。」

さらに、別の箇所では「アルザス両県のユダヤ人の大半は文明度という点でフランスの他地域のユダヤ人より低いのであるが、キリスト教徒のアルザス人も同じ点でパリ、ボルドー、パイヨンヌ、マルセイユなどの人々よりも低いのである⁽⁸³⁾」と述べられている。つまり、パリの進歩的ユダヤ人は、暴動が起こった原因をアルザス農民とアルザス・ユダヤ人双方の後進性に見ており、同じユダヤ人でありながら、アルザスの人々に対する蔑視感情も覗かせているのである。改革派の雑誌『アルシーヴ・イスラエリート』が正統派に対して大きな敵対心を持っていたことも背景にあり、同誌にはアルザスの同胞に対し援助の手を差し伸べる姿勢は見受けられない。おそらく、パリの大半のユダヤ人も、アルザスの事件に対しては無関心であったのであろう。

パリの中央長老会も、当初は政府に書簡を送り、暴動鎮圧の法的措置や軍隊派遣を要請し⁽⁸⁴⁾、また

各地方長老会とも連絡をとって対応策を協議していた⁸⁴⁾が、その後の動きはかなり消極的なものになってしまう。この背景には、当時、臨時政府のユダヤ教についての政策が全く不透明であり、長老会は七月王政時の1844年に改めて規定された長老会制度が廃止されるのではないかという不安を持っていた、という事実があった。

最後に、アルザスの一般のユダヤ人の反応を見てみると、彼らは、特にオ・ラン県の場合にそうであったが、暴動を受けて、あるいは暴動の被害に遭うのを避けようとして、その多くがフランス国内ではなく国境を越え、バーゼルを中心としたスイスへ逃亡した。以前からオ・ラン県のユダヤ人はスイスで活発に経済活動を行っていたことも逃亡先として選ばれた理由の1つであろう。『クーリエ・デュ・バ・ラン』にはその様子が次のように述べられている。

「オベドルフ、デュルムナック、アーゲントル、エーゲナイム、セボワやその他の場所で、略奪が徹底的に行われた。家屋は被害を受け、そのうちのいくつかは半壊し、家具は粉々にされて通りに投げ出された。富裕な者も貧しい者も、老いも若きもユダヤ人はそろって、最も寛大なもてなしを受けられるバーゼル・ラントに逃げるために、小道へ向かった⁸⁵⁾。」

バーデンではユダヤ人に対して国境が封鎖されていたが⁸⁶⁾、スイスにおいては、上の引用にあるように、ユダヤ人は寛大に迎え入れられたようで、その後もそのままアルザスに戻らず、バーゼル周辺にとどまったユダヤ人も少なからず存在した⁸⁷⁾。ただし、ユダヤ人のスイスにおける滞在期間が長くなるにつれ、問題が浮上してきた。というのは、当時スイスではユダヤ人はまだ解放されていなかったから⁸⁸⁾である。パリ駐在スイス公使は12月に内務大臣に対し、「アルザスではユダヤ人に対する暴動が再び計画されており、2月、3月のように多くのユダヤ人がスイスへ避難しようとしている。スンゴーではその動きが非常に大きい。……スイス政府はユダヤ人に対して一時的な避難所しか提供できない。なぜならば、滞在が延長されれば、スイス住民の不満が起きる可能性、さらには彼らがユダヤ人の狡猾さによって犠牲になっ

てしまう可能性があるからである⁸⁹⁾」と報告している。

スイス住民の不満が増大する可能性については容易に想像できよう。しかしながら、そのことのみならず、解放されたユダヤ人がスイスに流れ込むことによって、スイスでもユダヤ人の市民権要求運動が大きくなり得ることが懸念されたのである。スイスに避難したアルザス・ユダヤ人は結局難しい立場に陥ることが予測された。

3.3. 政府の反応

政府としては、2月の暴動および4月の暴動いずれの際も、その勃発後に、内務大臣が県当局に「秩序と平穏の維持」と「財産の保護」のための適切な措置をとること、および詳細な情報を提供することを要求している⁹⁰⁾。また、暴動を避けて多くのユダヤ人がスイスへ避難した事実について、政府は、「東部諸県の多くのフランス [のユダヤ] 人家族が迫害を逃れるためにスイスへ避難しなければならない状態であった。このような状態は共和政の秩序と相容れるものではなく、自由と保護が宗教の区別なくあらゆる市民に保障されることは不可欠である⁹¹⁾」と県に通達している。成立したばかりの臨時政府にとって、アルザスでの暴動の最中に外国へ逃亡するユダヤ人がいるということは、新政府が脆弱であることを諸国に示してしまうことになりかねず、秩序の安定は重要な課題だった。また、この暴動によって共和政の原則である信教の自由の保障にも動揺が生じることが懸念された。したがって、暴動の鎮圧が早急に求められたのである。

臨時政府の法務大臣は、元ニームの弁護士で、七月王政時から活躍していたユダヤ人、アドルフ・クレミュー Adolphe Crémieux であった。彼はアルザスで発生した暴動に衝撃を受け、軍務大臣に宛てた書簡で、アルザスの秩序を回復するための命令を出すように要請している⁹²⁾。そこでははっきりと言及されていないものの、第1章で述べた More judaïco の廃止に当たって大きな功績を挙げ、また、アルザス・ユダヤ人の状況について熟知していた彼が、アルザスの同胞に信教の自由や財産の保護を早急に保障しなければならない、と考えたということは、十分に推察され得る。

ただし、この点だけを強調して、政府がユダヤ

人に対して非常に好意的であった、と結論付けるのは危険であろう。政権の安定をまず目指す政府としては、暴動が発生して混乱したアルザスの秩序の回復が第一に重要であったことには疑いがない。政府は、ユダヤ人に対しては信教の自由を保障しなければならないが、秩序の安定がそれを可能にする、と考えていたと言えよう。実際、政府は、アルザス当局に暴動についての詳細な報告を求め、「ユダヤ教を信奉している市民が脅迫的になり、住民の制裁にかけられることがなくなる……ことを期待する⁽³⁾」としている。しかしながら、暴動発生の原因の追究やユダヤ人の保護といったようなことを政府が積極的に実行した形跡が見当たらず、したがって、政府がこの暴動をどれだけ大きな社会問題として認識していたかとなると疑問が残る。ちなみに、クレミューは5月には法務大臣を辞職している。

以上、アルザス人、ユダヤ人、そして政府の反応からわかるように、暴動は、直接的には国民衛兵や軍隊によって鎮圧されたが、その原因についての徹底的な追究や将来を見据えた解決策の検討などはなされないままに終わったのである。

おわりに

本稿では、二月革命時にアルザス地方で発生した反ユダヤ暴動について、その背景、実態、周囲の反応を考察することで従来の歴史的付けの見直しを図ってきた。それにより明らかにされた点は、以下の2点にまとめることができるであろう。

まず、反ユダヤ暴動が起きた原因についてであるが、農村在住のユダヤ人金貸しに大革命後も引き続き依存していたアルザス民衆は、1845年に始まった経済危機の打撃を受け、負債の返済も困難になったので、その不満の矛先をユダヤ人に対して向けた、ということはいえよう。しかしながら、アルザス民衆がユダヤ人はブルジョワ層であると見なして彼らを襲ったのか、という点については疑問を差し挟まざるを得ない。この暴動が二月革命と結びついたことによって規模が拡大したことには疑いがないが、その背景には、共和主義

者がユダヤ人をブルジョワ層というよりフランス共和国市民に相応しくない存在として見ていたことがあったからではなかろうか。また、この暴動は1791年の解放令以降もアルザスで頻々と発生していた反ユダヤ暴動の流れの1つとしても捉えることができよう。社会、経済、政治などに対する不安の高まりが大きくなると、アルザスでは反ユダヤ暴動の形でその不安が表面化していたのである。

2点目は、この暴動の発生により、フランスのユダヤ人社会は決して一枚岩ではないことが露呈されたことである。アルザスにおける暴動の知らせがパリにもたらされても、概してパリのユダヤ人はアルザスの同胞に対して無関心であり、時には蔑視感情すら覗かせていた。この背景には、同じフランスのユダヤ人の中でも特にアルザス・ユダヤ人が「後進的」であるとされ、この時期にあってもまだなおフランス社会への同化が遅れていたことがある。反ユダヤ暴動は、1848年の革命期、パーデンをはじめとするドイツ、ボヘミア、ウィーン、ハンガリーなど、ユダヤ人解放が遅れていた地域で発生したが、解放が達成されていたフランスのパリやボルドーでは発生しなかった。アルザスは、フランス領でありながら反ユダヤ暴動が発生した地域であり、そこに居住するユダヤ人は、法的に解放されていたものの、その社会的解放は進展していなかったと考えるべきである。

[注]

- (1) J. I. Helfand, *French Jewry during the Second Republic and Second Empire (1848-1870)*, Ph.D., (Yeshiva University) 1979, pp.37-38.
- (2) P. E. Hyman, *The Emancipation of the Jews of Alsace: Acculturation and Tradition in the Nineteenth Century*, (New Haven and London: Yale University Press) 1991, p.25.
- (3) A. Soboul, "Les troubles agraires de 1848", dans A. Soboul, *Problèmes paysans de la révolution (1789-1848): études d'histoire révolutionnaire*, (Paris: F. Maspero) 1976, p.301, p.319. 飯沼二郎・坂本慶一訳『資本主義と農村共同体』未来社、1956年、37-38頁、80-81頁。また、主なところでジョージ・リューデ(古賀秀男他訳)『歴史における群衆：英仏民衆運動史 1730-1848』法律文化社、1982年；西川長夫「一八四八年革命とフランスの農民」阪上孝編『1848 国家装置と民衆』ミネルヴァ書房、1985年、287-326頁、

- もソプールと同様の解釈である。
- (4) 代表的なものに M. Ginsburger, “Die Judenkrawalle im Jahre 1848”, *Israelitisches Wochenblatt für die Schweiz*, 21, Zürich, den 22. Mai 1903, S. 1-3; M. Ginsburger, “Troubles contre les juifs d’Alsace en 1848”, *Revue des études juives*, 64, 1912, pp.109-117 がある。
- (5) 管見の限り、アルザス両県をともに扱った論文は、ガーソンによる研究のみである。D. Gerson, “Die Ausschreitungen gegen die Juden im Elsass 1848”, *Bulletin de Leo Baeck Instituts*, 87, 1990, S.29-44. 例外的に、1848年当時のヨーロッパ各地の反ユダヤ暴動を比較し、革命運動やユダヤ人解放問題との関連性について論じたりュールプの研究、そして第二共和政期と第二帝政期のバ・ラン県の政治や行政についての研究でありながら、オ・ラン県も含めたアルザス全体の反ユダヤ暴動に触れ、それについて多数の史料を駆使しながら論じたイゲルスハイムの研究は視角の多様さや鋭さからいっても重要なものである。R. Rürup, “The European Revolutions of 1848 and Jewish Emancipation”, in W. E. Mosse, A. Paucker and R. Rürup (eds.), *Revolution and Evolution 1848 in German-Jewish History*, (Tübingen: Mohl) 1981, pp.1-53; F. Igersheim, *Politique et administration dans le Bas-Rhin (1848-1870)*, (Strasbourg: Presses universitaires de Strasbourg) 1993.
- (6) 例えば中木康夫『フランス政治史 上』未来社、1975年、91-99頁を参照。
- (7) M.-M. Kahan-Rabecq, *La classe ouvrière en Alsace pendant la Monarchie de Juillet*, (Paris: Les Presses Modernes) 1939, p.347.
- (8) 例えば、バ・ラン県では小麦について 679,088 ヘクトリットルの生産量であったのが、879,138 ヘクトリットルの消費量、ジャガイモについては 3,592,736 ヘクトリットルの生産量であったのに対し、消費量は 5,020,345 ヘクトリットルであった。F.-G. Dreyfus, “La crise dans un département de l’Est: Le Bas-Rhin”, dans E. Labrousse (dir.), *Aspects de la crise et de la dépression de l’économie française au milieu du XIXe siècle, 1846-1851*, (La Roche-sur-Yon: Imp. centrale de l’Ouest) 1956, p.232.
- (9) *Ibid.*, p.228.
- (10) M.-M. Kahan-Rabecq, *op.cit.*, p.367. アルザスの鉄道については、南北を結ぶ路線の敷設が 1833 年に計画されたが、中央政府の無関心さも手伝い工事の着手が遅れ、ようやく 1841 年にストラスブール・ミュルーズ間が開通し、1844 年にバーゼルまで延長された。B. Vogler et M. Hau, *Histoire économique de l’Alsace: croissance, crises, innovations: Vingt siècles de développement régional*, (Strasbourg: La Nuée Bleue) 1997, p.133.
- (11) Archives départementales du Bas-Rhin (以下 ADBR と略), 9 M 10.
- (12) M.-M. Kahan-Rabecq, *op.cit.*, p.370.
- (13) F. Igersheim, *op.cit.*, p.56.
- (14) F. Igersheim, *op.cit.*, p.56.
- (15) この時期のフランスにおける食糧危機とそれに対する地方行政当局の政策については、小田中直樹『フランス近代社会 1814~1852』木鐸社、1995年、199-210頁を参照。
- (16) ADBR, 9 M 10.
- (17) M.-M. Kahan-Rabecq, *op.cit.*, pp.391-392; F. Igersheim, *op.cit.* p.57.
- (18) これについてはカーン＝ラベックと齊藤佳史氏が詳述している。M.-M. Kahan-Rabecq, *op.cit.*, pp.394-397; 齊藤佳史「産業革命期フランス・アルザス地方におけるパテルナリスム」『土地制度史学』164号、1999年、25-26頁。
- (19) M.-M. Kahan-Rabecq, *op.cit.*, p.392; D. Gerson, *a. a. O.*, S.30; F. Igersheim, *op.cit.*, p.56.
- (20) 第一帝政期の対ユダヤ人政策については、加藤克夫『近代フランスのユダヤ人：第一帝政と「同化」』、平成 11~13 年度科学研究費補助金研究成果報告書、2002 年を参照。
- (21) 長老会の制度については、P. C. Albert, “Le rôle des consistoires israélites vers le milieu du XIXe siècle”, *Revue des études juives*, 130, 1971, pp.231-254 を参照。
- (22) この宣誓の廃止をめぐる過程については、D. Feuerwerker, *L’émancipation des Juifs en France: de l’Ancien Régime à la fin du Second Empire*, (Paris: Edition Albin Michel) 1976, pp.565-650 を参照。
- (23) ADBR, V 511, Rapport du Préfet à Ministre de l’Intérieur, 1843.
- (24) なお、この時期のアルザス・ユダヤ人の法的地位の向上および社会的地位の状態については、拙稿「解放」後アルザス・ユダヤ人の法的改善・人口・職業——バ・ラン県を中心に——」『早稲田大学教育学部学術研究——地理学・歴史学・社会科学編——』51号、2003年、17-32頁を参照。
- (25) この状況は、バーデンやヴェルテンベルクといった西南ドイツのユダヤ人の状況と酷似している。詳しくは M. Richarz, “Emancipation and Continuity, German Jews in the Rural Community”, in W.E. Mosse, A. Paucker, R. Rürup (eds.), *op.cit.*, pp.95-116 を参照。
- (26) これは 1819 年、フランクフルト、ザクセン、バイエルンなどドイツ各地で発生した反ユダヤ暴動で、民衆が「Hep-Hep」と呼びながらユダヤ人を襲ったことからこのように言われるようになった。バーデンで

- も、例えばハイデルベルクでは 4 週間もの間「Hep-Hep」の叫び声が常に通りに響きわたっていたという。詳しくは、E. O. Sterling, “Anti-Jewish Riots in Germany in 1819: A Displacement of Social Protest”, *Historia Judaica*, 12, 1950, pp.105-142.
- (27) P. E. Hyman, *op.cit.*, p.24; M. Burns, “Emancipation and Reaction: The Rural Exodus of Alsatian Jews, 1791-1848”, in J. Reinhartz (ed.), *Living with Antisemitism: Modern Jewish Responses*, (Hanover and London: Published for Brandeis University Press by University Press of New England) 1987, pp.28-30.
- (28) ベルクハイムの暴動の実態については、M. R. Shurkin, *French Nation Building, Liberalism, and the Jews of Alsace & Algeria, 1815-1870*, Ph.D., (Yale University) 2000, pp.89-90 を参照。
- (29) Z. Szajkowski, “French Jews in the 1830 Revolution”, in Z. Szajkowski, *French Revolutions of 1789, 1830 and 1848*, (New York: Ktav Publishing House) 1970, pp.1017-1042.
- (30) Archives nationales (以下 AN と略), F¹⁹11011, Copie d'une lettre de Ministre de l'Intérieur au Ministre de la Justice et des Cultes, le 15/10/1832. なお、この引用部分はアルザス両県知事の見解とされている。また、引用文中の括弧は引用者の補足である。以下同様。
- (31) *Archives israélites*, 9, 1848, p.260. この雑誌は改革派ユダヤ教徒によるものであり、革命中もパリで唯一発行されていたユダヤ系雑誌である。
- (32) 殺人の脅迫は頻繁に行われたが、報告の中で実際にユダヤ人が殺された例は管見の限り存在しない。
- (33) ADBR, 3 M 78, Lieutenant de gendarmerie à Commandant, Saverne le 29/2/1848; A.-M. Haarscher, “Il y a 150 ans: La Révolution de 1848 et les mouvements anti-juifs dans la région de Saverne”, *Actes du XXe colloque de la SHIAL, 1998, Strasbourg*, 1999, p.103; J.-C. Richez, “Le Juif, le forestier et l'Etat: L'affaire de Marmoutier”, *Anthropologues américains*, 21, 1991, p.282.
- (34) ADBR, 3 M 78, Brigadier de gendarmerie à Commandant, Brumath le 28/2/1848; M. Ginsburger, “Les troubles contre...”, pp.110-111.
- (35) 例えば、フランス大革命直前に反ユダヤ的性格を持つ事件がスンゴール地方で起きており、「偽受領証事件」と呼ばれている。これは、農民の負債について返済済みとされた偽の受領証が大量に出回ったという事件で、しかもこの受領証にはヘブライ語での署名もされていたことから、組織的な犯行であったと考えられた。詳しくは、Z. Szajkowski, “The Economic Status of the Jews in Alsace, Metz and Lorraine (1648-1789)”, in Z. Szajkowski, *op.cit.*, pp.151-219; 安斎和雄「一七八四年七月の公開勅許状をめぐって——革命直前のアルザスのユダヤ人問題——」『社会科学討究』33号, 1988年, 273-301頁を参照。
- (36) Archives départementales du Haut-Rhin (以下 ADHR と略), 4 M 46, Sous-Commissaire à Président de la Commission départementale, Altkirch le 27/2/1848.
- (37) *Archives israélites*, 9, 1848, p.215. ただし、これはユダヤ人による雑誌への寄稿であるので、文面が多少誇張されている可能性は否定できない。
- (38) 市の開催と暴動との関係については後述。
- (39) A. Starck, “Durmenach en 1848: le Judenrumpel ou le dernier pogrom en France”, dans *L'affaire Dreyfus: Juifs en France. Actes du 6e Symposium humaniste international de Mulhouse*, Besançon, 1994, p.60.
- (40) AN, BB²⁰143, Cour de Colmar-Comptes rendus d'assises (1848), rapport du Conseiller.
- (41) A.Starck, *op.cit.*, pp.63-64.
- (42) Neyremand et Kuhlmann, *Journal de jurisprudence. Arrêts et décisions de la cour d'appel de Colmar et des tribunaux du ressort*, 47, année 1851, pp.210-211; M. Ginsburger, “Die Judenkrawalle...”, S.1-3.
- (43) なお、その後、失敗に終わったものの、市長の所有していた農場の放火計画があったという。D. Gerson, *a.a.O.*, S.33.
- (44) AN, BB²⁰143, Cour de Colmar-Comptes rendus d'assises (1848), rapport du Conseiller.
- (45) Idem.
- (46) F. Igersheim, *op.cit.*, pp.77-78. 彼によれば、スンゴール、シュヴァルツヴァルト、スイスで行われる伝統的なカーニヴァルはその特徴が酷似しており、アイデンティティの隠匿、暴力行為、夜間の騒動、火との関連性などが主な特徴であるという。
- (47) ADBR, 3 M 78, Chef d'escadron à Commissaire de la République, Strasbourg le 3/4/1848; F. Igersheim, *op.cit.*, pp.91-92; D. Gerson, *a.a.O.*, S.35-36; A.-M. Haarscher, *op.cit.*, p.104.
- (48) F. Igersheim, *op.cit.*, pp.92-93; D.Gerson, *a.a.O.*, S. 36.
- (49) ADBR, 3 M 79, Chef d'escadron à Commissaire de la République, Strasbourg le 4/4/1848. J.-C. Richez, *op.cit.*, p.283.
- (50) ADBR, 3 M 78, Chef d'escadron à Commissaire de la République, Strasbourg le 5/4/1848; J.-C. Richez, *op.cit.*, p.283.
- (51) AN, BB²⁰143, Cour de Colmar-Comptes rendus d'assises (1848), rapport du Conseiller; M. Ginsburger, “Die Judenkrawalle...”, S.2; D. Gerson, *a.a.O.*, S.34; A. Gerthoffer, “La communauté israélite de

- Hagenthal”, *Annuaire de la Société d’Histoire sundgavienne*, 1987, pp.195-196.
- (52) ADHR, 4 M 46, Sous-Commissaire d’Altkirch à Commissaire du Gouvernement, Altkirch le 26/4/1848.
- (53) ADHR, V 615, Rabbin Nordmann à Président du Consistoire central, Hegenheim le 7/5/1848.
- (54) ADHR, 4 M 46, Maire de Hegenheim à Sous-Commissaire d’Altkirch, Hegenheim le 26/4/1848.
- (55) なお、大騒動には至らなかったものの、12月10日の大統領選挙を控えて、その直前に不穏な動きがセボワ周辺で見られ、当局側は相当警戒していた。この事実も選挙と暴動との関連性を示唆していると言える。ADHR, 4 M 46, Gendarmerie à Sous-Commissaire d’Altkirch, Altkirch le 5/12/1848; D. Rouschmeyer, “1848: Friesen dans les troubles antisémites du Sundgau”, *Annuaire de la Société d’Histoire du Sundgau*, 2001, p.251.
- (56) 例えば、ブリュマットでは、被害にあったユダヤ人は全て市内でもっとも富裕な階層に属している、と報告されている。ADBR, 3 M 78, Brigadier gendarmerie à Commandant, Brumath le 28/2/1848; M. Ginsburger, “Les troubles contre les Juifs...”, pp.113-114.
- (57) オッフエルデン, マルムティエ, ブリュマット, ドルレーンゲン Drulingen, ブクスヴィレール Bouxwillerなどで治安判事が脅迫を受け、特にオッフエルデンでは治安判事自身が「住居は荒らされ、扉や窓は打ち割られ、私の財産の大部分が盗まれた」と報告するほど、徹底的な略奪があった。J.-C.Richez, *op.cit.*, pp.285-286; ADBR, 3 M 78, Juge de Paix de Hochfelden à Commissaire du Gouvernement, Strasbourg le 15/7/1848.
- (58) その内訳は、地主 35人, 商人 10人, 馬取引商 3人, 家畜取引商 19人, 行商人 9人, 日雇い 8人, 寡婦 8人, 職人 4人, 家内奉公人 4人, 教師 1人, 聖職者 1人であった。P. E. Hyman, *op.cit.*, p.26.
- (59) フリーゼンはその例である。しかし、フリーゼンはセボワ・ル・バに近く、そのユダヤ人がフリーゼンに転売を目的にした土地をかなり所有していたという。また、セボワ・ル・バにラビ制度を設けようとする動きがあり、これにフリーゼン市議会が反対の討議を出したのが、ちょうど暴動が起こった2月27日であり、このことも考慮すべき点であろう。D. Rouschmeyer, *op.cit.*, pp.227-232.
- (60) 例えば、サヴェルヌでは毎週市が開かれ、そこでは多くのマルムティエのユダヤ人商人が取引を行っていた。1821年の例ではあるが、6月20日から11月22日までのサヴェルヌ市役所に記録された取引 316のうち、104がマルムティエのユダヤ人によるものだった。L. Gehler, “Les Juifs de Marmoutier”, *Société d’histoire et d’archéologie de Saverne et environs*, 1954, p.27.
- (61) ただし、オ・ラン県での暴動は、ユダヤ人が多数を占める農村に集中して発生している。
- (62) ADBR, 3 M 78, Maire, des conseillers municipaux et des habitants de Marmoutier à Commissaire du gouvernement, Marmoutier le 19/3/1848.
- (63) ADBR, 3 M 78, Sous-Commissaire à Président de la Commission départementale, Saverne le 2/3/1848. ただし、この食糧危機の際には反ユダヤ暴動は発生しなかった。
- (64) M.-C. Froehly, “La communauté juive de Durmenach au XIXe siècle (jusqu’en 1870)”, *Annuaire de la Société d’Histoire du Sundgau*, 1995, p.178.
- (65) ADBR, 3 M 78, Sous-Commissaire à Commissaire de la République, Saverne le 23/6/1848.
- (66) 被告の数はそれぞれ 24人, 25人, 20人であった。
- (67) AN, BB²⁰143, Compte rendu à Monsieur le Ministre de la Justice, par le président des Assises du Bas-Rhin, pour le 2^{me} semestre 1848; F. Igersheim, *op.cit.*, p.122.
- (68) AN, BB¹⁸1461 No.5282 A, Rapports des Procureurs généraux. Désordres antisémites en Alsace, 1848.
- (69) *Archives israélites*, 9, 1848, p.466.
- (70) AN, BB²⁴348 S.3.5375, Maire de Durmenach à Président du Conseil des Ministres, Durmenach le 10/7/1848.
- (71) AN, BB²⁴348 S.3.5375, Préfet du Haut-Rhin à Ministre de la Justice, Paris le 25/8/1848.
- (72) *Courrier du Bas-Rhin*, no.62, le 12/3/1848. なお、この新聞はフランス語、ドイツ語の二言語の新聞である。F. Igersheim, *op.cit.*, p.82.
- (73) *Courrier du Bas-Rhin*, no.62, le 12/3/1848; F. Igersheim, *op.cit.*, p.82; J.-C. Richez, *op.cit.*, p.289.
- (74) F. Igersheim, *op.cit.*, pp.82-83.
- (75) このノールマンの当時の行動について、エーゲナイム市長は、ノールマンがエーゲナイムでの暴動の鎮圧に一役買ったと考えて手放して褒め称えている。ADHR, V 615, Violences antisémites à Hegenheim, rôle du rabbin Nordmann, défenseur de la cause juive, 1846-1849.
- (76) ADHR, 4 M 46, Lettre à Sous-Commissaire républicain pour le Haut-Rhin, l’arrondissement d’Altkirch, Hegenheim le 5/4/1848.
- (77) ADHR, 4 M 46, Lettre à Sous-Commissaire républicain pour le Haut-Rhin, l’arrondissement d’Altkirch, Hegenheim le 5/4/1848.
- (78) ADHR, 4 M 46, Membres du comité délégué par

川崎亜紀子：アルザス地方における 1848 年の反ユダヤ暴動

les Israélites du Haut-Rhin à Commissaire du gouvernement provisoire départemental, Mulhouse le 27/3/1848.

(79) *Archives israélites*, 9, 1848, pp.465-466.

(80) *Archives israélites*, 9, 1848, p.354.

(81) *Archives israélites*, 9, 1848, pp.205-210; F. Igersheim, *op.cit.*, p.81.

(82) *Archives israélites*, 9, 1848, p.467.

(83) *Archives israélites*, 9, 1848, p.218.

(84) J. I. Helfand, *op.cit.*, p.61.

(85) *Courrier du Bas-Rhin*, no.62, le 12/3/1848.

(86) D. Gerson, *a.a.O.*, S.39. このことは、バーデンでも反ユダヤ暴動が頻発していた事実とおそらく関係があらう。

(87) 130 人ほどのユダヤ人がバーゼルにとどまったという。F. Igersheim, *op.cit.*, p.76.

(88) スイスにおけるユダヤ人の解放は 1866 年のことで

ある。

(89) ADBR, 3 M 78, Chargé d'affaires de la Confédération Suisse à Ministre de l'Intérieur, Paris le 27/12/1848. この報告は内務大臣から県知事への書簡に付随したコピーであり, ADHR, 4 M 46 にも収められている。つまり, 内務大臣はアルザス両県共通の問題として, スイスとの関係を捉えていたわけである。

(90) ADBR, 3 M 78, Ministre de l'Intérieur à Commissaire de la République, Paris le 17/3/1848; ADBR, 3 M 78, Paris le 8/4/1848.

(91) ADBR, 3 M 78, Paris le 28/3/1848. なお, ADHR, 4 M 46 にも同じ書簡が収められている。

(92) AN, BB¹⁸1461, Ministre de la Justice à Ministre de la Guerre, Paris le 10/4/1848.

(93) ADBR, 3 M 78, Ministre de l'Intérieur à Commissaire de la République, Paris le 28/3/1848.